

## 資料 3

### 遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（案）

組換えDNA技術を応用して得られた微生物（以下「遺伝子組換え微生物」という。）を利用して製造された酵素の添加物としての指定要請又は規格基準改正について、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条の規定に基づき食品安全委員会（以下「委員会」という。）に意見を求められた場合の取扱いを次のように定める。

- 1 委員会は、調査審議を添加物専門調査会に行わせることとし、遺伝子組換え微生物及びこれを利用して製造された酵素に安全性の懸念が生じないこと等の組換えDNA技術の応用に関する調査審議を行う必要があると認めるときは、添加物専門調査会に対し、遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員のうち適当な者を添加物専門調査会の調査審議に参画させることとする。
- 2 委員会は、調査審議に参画した遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員の氏名を、評価書に付記することとする。